

公益財団法人 常磐奨学会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益財団法人 常磐奨学会（以下「この法人」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第28条（役員の報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第13条（評議員に対する報酬等）の規定に基づき無報酬とする。

2 この法人の役員は、定款第28条（役員の報酬等）の規定に基づき無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、当財団が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。
(平成23年6月14日 第128回理事会決議、第123回評議員会決議)